

## 「えひめ南予きずな博ドライブパス」利用約款

令和4年4月15日制定

令和4年10月25日改正

### (通則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「えひめ南予きずな博ドライブパス」(以下「ドライブパス」といいます。)について適用します。

### (定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

### (対象自動車)

第3条 ドライブパスは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」といいます。)第25条第1項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。)のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する自動車による通行を対象とします。

### (実施期間及び利用期間)

第4条 ドライブパスの実施期間は、令和4年4月24日(日)から令和4年12月25日(日)まで(令和4年4月28日(木)から令和4年5月8日(日)及び令和4年8月10日(水)から令和4年8月16日(火)を除く。)の間とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、当社が必要と認める場合には、ドライブパスのプランのうち一部又は全部について、第6条第1項に定める申し込みの受付の終了又は一時停止を行う場合があります。

2 ドライブパスは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ設定した連続する最大3日間(利用開始日の0時から翌々の23時59分まで。ただし、利用開始日に申し込みを行う場合は、申し込みが完了した時点から利用終了日の23時59分まで。以下「利用期間」といいます。)に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 各通行の利用日の判定は、次の各号に定めるとおり行います。

- 一 入口発券方式の区間では、その通行にかかる入口料金所又は出口料金所(本線料金所が設置されている場合は本線料金所を、通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナが設

置されている場合は通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナを含みます。)の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

- 二 単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

### (対象区間等)

第5条 ドライブパスは、次の各号に該当する区間の通行を適用対象とします。これらに該当しない通行は、ドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 一 往路走行 利用期間内に初めて行う、別表1に定める発着エリア内のいずれかのICから流入し、別表2に定める周遊エリア内のいずれかのICで流出する連続した通行(第三号に定める通行を完了する前に行う通行に限ります。)。当該通行の途中において、別表3に定める乗り継ぎ指定ICを経由した連続する通行を含みます。また、高速道路の通行止めのため、発着エリア内において強制流出し、発着エリア内のICから流入ができなかった場合の通行、または周遊エリア外のICから一旦流出し通行止め区間を迂回後高速道路への再流入を行った場合の一連の通行も当該通行とみなします。
  - 二 周遊走行 別表2に定める周遊エリア内のIC相互間の通行、並びに周遊エリアをまたいで通行する場合(往路走行又は復路走行に該当する場合を除く)の流入又は流出を行った周遊エリア内のICと当該通行における周遊エリア内の端末ICとの間の通行(回数の制限はありません。ただし、次号に定める走行を完了する前の通行に限ります。周遊エリアをまたいで通行する場合(往路走行又は復路走行に該当する場合を除く)は当該通行における周遊エリア内の端末ICと流入又は流出を行った周遊エリア外のICとの間の通行料金のお支払いが別途必要となります。)
  - 三 復路走行 利用期間内に初めて行う、別表2に定める周遊エリア内のいずれかのICから流入し、別表1に定める発着エリア内のいずれかのICで流出する連続した通行(当該通行の途中において、別表3に定める乗り継ぎ指定ICを経由した連続する通行を含みます。また、高速道路の通行止めのため、周遊エリア内のICからの流入ができなかった場合の通行、または周遊エリア外のICから一旦流出し通行止め区間を迂回後高速道路への再流入を行った場合の一連の通行も当該通行とみなします。)
- 2 発着エリアは、往路走行、復路走行ともに第6条第2項の定めによりあらかじめ申し込みした同一の発着エリアを利用するものとします。あらかじめ申し込みした発着エリアと異なる発着エリアを利用した場合、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

### (申し込み等)

第6条 ドライブパスの利用にあたっては、ドライブパスの適用対象となる通行を開始するまでに申し込みが必要です。

- 2 前項の申し込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト(以下「ウェブサイト」といいます。))において、別表4に定めるプランのうち利用するプラン、利用開始日、利用車種、利用者氏名、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びに利用するETCカードの番号及びその有効期限を登録することにより行うものとし、これらの事項が正しく登録されていない場合、ドライブパスの申し込みは無効になります。
- 3 前項により申し込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールに

より利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって申し込みを有効とします。

4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらずドライブパスの申し込みを無効とし、すべての通行についてドライブパスの適用はありません。

- 一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
- 二 申込時に登録したETCカードが利用可能であること。
- 三 申込時に登録したETCカードの名義がドライブパス利用者又はその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。ただし、レンタカー店舗にてETCカードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません(なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社(以下「三会社」といいます。)が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードでは、申し込みいただけません。)

### (申込内容の変更)

第7条 ドライブパスの申込内容(前条第2項の定めにより登録した事項をいいます。以下同じ。)について変更が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の23時59分までにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、ドライブパスの申込内容を変更することができます。ただし、利用するプランを変更する場合は第12条による解約手続きを行ったうえで前条第2項の申し込みが必要です。なお、変更手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

### (利用方法)

第8条 ドライブパスを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する自動車及びETCカードの利用により第5条第1項各号に定める通行を行ってください。

2 料金所においては、申込時に登録したETCカードを自動車の搭載されたETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。なお、登録と異なるETCカードなど別の支払手段により通行した場合、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 料金所のETCレーンが閉鎖している場合は、次の各号に定めるとおり通行してください。

- 一 入口発券方式の区間において、入口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に通行券と同ETCカードを挿入してください。)
- 二 入口発券方式の区間において、出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。)
- 三 単純支払方式の区間において、料金をお支払いいただく料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。)

## (料金及び請求)

第9条 ドライブパスは往路走行の完了をもって利用があったものとみなし、ドライブパスの適用対象となる第5条第1項各号に該当する全ての通行にかかる当社管理道路の通行料金の合計を、往路走行完了の時点で別表4に定めるドライブパスの利用料金の額とします

ただし、周遊走行で周遊エリアをまたぐ通行を行った場合、当該通行における周遊エリア内の端末ICと流出又は流入を行った周遊エリア外のICとの間の通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 2 前項にかかわらず、各走行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内は通常料金(ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金)となります。
- 3 クレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局(ETCパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。)が発行する請求書には、ドライブパスの適用対象となる各通行の走行明細は記載されず、ドライブパスの利用料金に係る請求明細が記載されます。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額明細及びETC利用照会サービスの利用明細に記載されたドライブパスの対象となる各通行の走行明細については、ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認し、ドライブパスの利用料金が確定(以下「利用料金の確定」といいます。)した後、ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去し、ドライブパスの明細(企画割引～〇〇IC)に変更されます(ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去した後、ドライブパスの明細を表示するまでの間、一時的にいずれの明細も表示されない場合があります。)
- 5 ドライブパスの利用料金は、利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局より請求されます。
- 6 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額がある場合、ドライブパスの利用料金は、ETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額の残高が、ドライブパスの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局から請求されます。
- 7 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額(以下「未決済残高」といいます。)が、預託いただいたデポジットの80%相当額(以下「利用限度額」といいます。)を上回ると、利用停止となる場合があります。未決済残高は、利用料金の確定までの間、ドライブパスの利用金額にかかわらず、通常料金をもとに計算するため、未決済残高がドライブパスの利用金額と比べて、一時的に高額となり利用限度額を上回ることがありますので、ドライブパスを利用する前の未決済残高にご利用予定区間の通常料金を加えた額が、預託いただいたデポジットの80%相当額を上回らないことをあらかじめご確認のうえ、ご利用ください。

## (他の割引との適用関係)

第10条 ドライブパスの利用には、ETCマイレージポイント以外の割引は重複して適用されません。

(平日朝夕割引時間帯の走行でも、ドライブパスの対象となった走行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。)

- 2 ETCマイレージポイントの付与は、前条第1項に定めるドライブパスの利用料金の額に対して適用します。ただし、前条第6項によりETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされる部分やETCマイレージポイントが付与されない区間の利用に相当するETCマイレージポイントは付

与されません。

- 3 前項により付与するETCマイレージポイントは、ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認した日(実際の通行が完了した日とは異なります。)の属する月の翌月 20 日までに付与します。
- 4 ドライブパスの利用期間の一部又は全部と重複して、ドライブパス以外の高速道路周遊パス(三会社が実施するドライブパスに類する割引を総称していいいます。以下同じ。)に申し込みを行った場合(ドライブパスの複数のプランに申し込みを行った場合を含みます。)、各高速道路周遊パスの利用約款に基づき、三会社が相当と認める額により各高速道路周遊パスの利用料金とドライブパス以外の通行料金を決定し、当該額を請求します。

#### (ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第11条 令和4年11月7日(月)から令和4年12月25日(日)までの間において、平日のみの利用期間であって第8条に定める利用を行った場合は、前条第2項に定めるETCマイレージポイントに加え、第9条第1項に定める本ドライブパスの利用料金の額10円毎に1.5ポイント(以下「特別ポイント」と言います。)を付与するものとします。

- 2 前項により付与する特別ポイントは、本ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認した日(実際の通行が完了した日とは異なります)の属する月の翌々月20日までに付与します。

#### (適用対象外及び無効)

第 12 条 各通行が次の各号の一に該当する場合はドライブパスの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録したETCカード以外を利用して行った通行
  - 二 別表1のそれぞれの発着エリアのドライブパスについて、申込時に登録した同一のETCカードによりドライブパスの適用を 2 回受けた後、同カードを使用した通行
  - 三 申込時に登録した車種より上位の車種に属する車両で行った通行
  - 四 申込時に登録した利用期間外の日(利用開始日に申し込みを行った場合、利用開始日の 0 時から申し込みが完了した時点までを含みます。)に行った通行
  - 五 第 5 条第 1 項各号に定める区間以外の区間の通行及び同号に定める区間を超えた通行(高速道路の通行止めにより、往路走行又は復路走行の途中で走行の中断を余儀なくされた場合の中断前後の走行を除きます。)並びに、同号に定める発着エリア外で流入又は流出し、発着エリア内で乗り直しをせず、発着エリアを通過した通行
  - 六 往路走行を行う前に行った周遊走行又は復路走行(高速道路の通行止めに伴い発着エリアからの流入ができなかった場合を除きます。)
  - 七 復路走行を行った後の通行
  - 八 2回目以降の往路走行又は復路走行
- 2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する自動車ドライブパスを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する自動車によりドライブパスを利用したものとみなします。

- 3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、ドライブパスの申し込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、法第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
  - 一 ETC無線通信による通行が不可能な自動車で行ったとき。
  - 二 通行料金の支払いに必要な情報が正しくセットアップされていないETC車載器を使用して通行したとき。
  - 三 申込時に登録したETCカードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき。
  - 四 前 3 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段としてドライブパスを利用したとき。
- 4 ドライブパスの適用後に第 1 項又は第 3 項に該当することが判明した場合は、ドライブパスの適用を取り消し第 1 項に該当する場合は各通行にかかる通行料金のお支払いが、第 3 項に該当する場合は利用期間中における全ての通行について通常料金でのお支払いが必要となります。

#### (解約等)

- 第 13 条 申込時に登録した利用期間内に往路走行を行った場合は、以後の通行にかかわらずドライブパスの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払い戻し及び一部返金はいりません。また、実際に走行した区間の通行料金の合計がドライブパスの利用料金を下回る場合でも、払い戻し及び差額の返金は一切行いません。
- 2 ドライブパスについて解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の 23 時 59 分までにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、ドライブパスを解約することができます。なお、解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。
  - 3 申込時に登録した利用期間内に往路走行を行わなかった場合は、ウェブサイトでの解約手続きの有無にかかわらず、ドライブパスの料金は請求いたしません。ただし、ドライブパスを含む複数の高速道路周遊パスに利用期間の一部又は全部が重複する申し込みを行い、ドライブパスを解約しなかった場合において、ドライブパス以外の高速道路周遊パスの対象エリア区間内のみを通行した場合であっても、ドライブパスの利用料金を請求することがあります。

#### (個人情報の保護)

第 14 条 ドライブパスの申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシーポリシーに従って適切に取扱います。

#### (免責事項)

- 第 15 条 当社は、次の各号に掲げるときには、ドライブパスの利用者が被った被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
  - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
  - 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、ドライブパスの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
  - 四 通行止め、通行規制(特定の自動車に限定して行われる通行規制を含みます。)又は渋滞により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。

五 自動車の故障等、当社の責めに帰すことができない事由により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。

**(約款の変更)**

第 16 条 当社は、事情により本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容をウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1:発着エリア

発着エリア	道路名	区間名
関西発着エリア	E1 名神高速道路	京都東IC～吹田JCT、大山崎JCT～久御山淀IC
	E1A 新名神高速道路	高槻JCT～神戸JCT
	E88 京滋バイパス	笠取IC～久御山淀IC(宇治東IC及び巨椋ICを除く。)
	E89 第二京阪道路	巨椋池本線料金所～久御山JCT <sup>①</sup>
	E2A 中国自動車道	吹田JCT～神戸三田IC(吹田本線料金所含む。)
	E2 山陽自動車道	神戸JCT～赤穂IC、三木JCT～神戸西IC
	E29 播磨自動車道	播磨JCT～播磨新宮IC
中国発着エリア	E2 山陽自動車道	備前IC～廿日市JCT、倉敷JCT～早島IC
	E73 岡山自動車道	岡山JCT～岡山総社IC
	E74 広島自動車道	広島JCT～広島北IC
	E2 広島岩国道路	廿日市IC～大竹IC
四国発着エリア	E11 高松自動車道	鳴門IC～大野原IC(さぬき三木IC、高松檀紙IC及び三豊鳥坂ICを除く。)、坂出JCT～坂出IC
	E11・E32 徳島自動車道	鳴門JCT～井川池田IC
	E55 徳島南部自動車道	徳島JCT～徳島沖洲IC
	E32・E56 高知自動車道	大豊IC～須崎東IC

① 巨椋池本線料金所及び巨椋池ICから流入された場合、久御山JCTからE88京滋バイパスを経由し大山崎JCT(E1名神高速道路)方面へ走行してください。E89第二京阪道路→門真JCT→E26近畿自動車道を走行するルートは対象外となります。

② スマートICは車種・利用時間に制限がある場合があります。

別表2:周遊エリア

道路名	区間名
E11・E56 松山自動車道	川内IC～大洲IC、大洲北只IC～西予宇和IC

別表3:乗り継ぎ指定IC

本州側・四国側の別	道路名	IC名
本州側乗り継ぎ指定IC	E2 山陽自動車道	福山西IC、尾道IC
四国側乗り継ぎ指定IC	E76 今治小松自動車道	今治湯ノ浦IC

別表4:ドライブパスの利用料金

発着エリア	軽自動車等	普通車
関西発着エリア	6,200円	7,800円
中国発着エリア	4,500円	5,600円
四国発着エリア	4,500円	5,600円

※本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路、阪神高速道路株式会社が管理する道路及び広島高速道路公社が管理する道路等、当社管理以外の道路を利用する場合は、上記利用料金のほか、当該道路の利用にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

※関西発着エリアにおいて、吹田本線料金所を利用する場合は、上記利用料金のほか、E26 近畿自動車道の利用にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。